

第2回 一関地区広域行政組合  
エネルギー回収型一般廃棄物処理施設  
整備候補地選定委員会

日時 平成30年11月7日（水）午後2時～午後4時

場所 いわて県民情報交流センターアイーナ会議室702

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 協 議
  - (1) 整備候補地の条件について
  - (2) 第1次選定の条件について
  - (3) その他
- 4 そ の 他
- 5 閉 会

## 協議 1

## 整備候補地の条件等について

## エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等の概要

項 目		
施設規模	焼却処理能力 105t/日（稼働開始年度に応じ適宜見直す）	
敷地面積	約 4 ha（40,000 m <sup>2</sup> ）	
対象廃棄物	焼却対象一般廃棄物（粗大ごみを含む）	
使用年数	40年程度（使用開始後20年程度で基幹改良を想定）	
整備内容 （予定）	エネルギー回収棟	廃棄物を焼却し、発生するエネルギーを回収する
	管理・啓発棟	職員の事務室及びごみ処理状況の見学、ごみの処理過程の展示などを行う環境学習施設
	計量棟	廃棄物を搬入搬出する車両を計量する
	ストックヤード	リサイクル施設に送る資源物や不燃物を保管する
	資材棟	施設で使用する薬品や資機材等を保管する
	車庫棟	施設で使用する重機・車両等を保管する
	駐車場	来館者、職員、作業従事者分として80台程度
	洗車場	収集運搬車両等を洗車する
	災害時ストックヤード	災害時に多量に発生する災害廃棄物を保管する
	リサイクル棟	既存2施設を廃止後に整備する（敷地のみ確保）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー回収型一般廃棄物処理施設で回収したエネルギー（余熱、電力）は場内利用を行い、さらに場外への供給を想定している。</li> <li>リサイクル施設は、当面、既存のリサイクル施設（一関清掃センターリサイクルプラザ、大東清掃センター粗大ごみ処理施設）を継続稼働するが、将来的にエネルギー回収型一般廃棄物処理施設に併設整備する。</li> </ul>	

## 候補地の選定に係る条件

項 目	
選定範囲	一関市、平泉町全域（一関市狐禅寺地区を除く）
必要面積	約 5 ha（50,000 m <sup>2</sup> ） <span style="font-size: 2em;">{</span> <ul style="list-style-type: none"> <li>内訳 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等敷地：約 4 ha</li> <li>余熱活用施設敷地：約 1 ha</li> </ul> <span style="font-size: 2em;">}</span>
その他	余熱活用施設の整備は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地が決定した後に地域と協議のうえ検討されることから、候補地選定においては余熱活用施設の敷地面積を仮に約1haと設定して必要面積に加えて選定することとする。

協議2

## 第1次選定の条件について

第1次選定では、自然的特性及び社会的特性により規制を受ける区域を回避することにより、選定対象地域の絞込みを行う。  
回避すべき区域は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」や他自治体における適地選定を参考に条件を検討する。

### 1. 自然的特性条件

自然公園、保安林、急傾斜地崩壊危険区域等の災害の影響を受ける区域等、自然的特性条件面での規制を受ける区域を極力回避していく。

条 件	法 令 等	規制区域及び法的規制の内容	除外の方法(案)
1 自然公園地域	自然公園法第5条	優れた自然の風景地を保護すると共にその利用の推進を図ることを目的として国又は県が指定 一定行為については国又は県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
2 自然環境保全地域	自然環境保全法第17条、 第22条・県条例	自然環境の保全が特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を目的として国又は県が指定 (国が定める自然環境保全地域は管内に該当なし) 一定行為については国又は県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
3 環境緑地保全地域	岩手県自然環境保全条例	良好な環境を維持するために必要な区域で一定規模以上の面積のものうち、自然環境を保全するために必要なものとして県が指定 一定行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
4 鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条	鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、国又は県が指定 (国が定める鳥獣保護区特別保護地区は管内に該当なし) 一定行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外

条 件	法 令 等	規制区域及び法的規制の内容	除外の方法(案)
5 国有林	森林法第7条の2、第10条の2	林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図ることを目的に、国が保護管理している森林 1ha以上の開発行為は県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
6 保安林	森林法第25条	森林の保続培養と森林生産力の増進を図るため、森林区域として国有林については国が指定 転用するには国又は県の指定解除が必要	条件が該当する全域を除外
7 河川保全区域	河川法第54条、第55条	河川を保全するために河川区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定 土地変更行為については河川管理者の許可が必要	条件が該当する全域を除外
8 緑の回廊	—	希少な野生生物の生育・生息地等を保護・管理する保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」を設定し、野生生物の移動経路を確保することを目的とし、国が指定	条件が該当する全域を除外
9 砂防指定地	砂防法第2条	砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止又は制限すべき土地として国が指定	条件が該当する全域を除外
10 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条、第7条	崩壊する恐れのある急傾斜地でその土地及び近くの土地の改変による危険を防止する必要がある区域で県が指定 一定行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
11 地すべり防止区域	地すべり等防止法第18条	地すべりの恐れのある極めて大きい地域及びそれに隣接する地域として国が指定 一定行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外

条 件	法 令 等	規制区域及び法的規制の内容	除外の方法(案)
12 地すべり危険地区	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	地形図や過去の災害履歴などから判断して地すべりが発生する可能性があり、人家、河川、鉄道、官公署に被害を生ずる恐れのある箇所が指定 一定行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
13 山腹崩壊危険地区	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	山地災害危険地区で山腹崩壊土砂が公共施設又は人家等に影響を及ぼす恐れのある箇所が指定 一定行為については県の許可が必要	影響範囲を 100mとして除外
14 なだれ危険地区	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	山腹に積もった雪が斜面を崩れ落ち、公共施設又は人家等に影響を及ぼす恐れのある箇所が指定 一定行為については県の許可が必要	影響範囲を 100mとして除外
15 崩壊土砂流出危険地区	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	山腹崩壊や地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、公共施設又は人家等に影響を及ぼす恐れのある箇所が指定 一定行為については県の許可が必要	影響範囲を 100mとして除外
16 土石流危険溪流	一(国土交通省水管理・国土保全局砂防部調査)	土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れのある溪流が指定 一定行為については県の許可が必要	条件が該当する全域を除外
17 地すべり地形分布図	一(国立研究開発法人防災科学研究所調査)	地滑り変動によって形成された地形的痕跡である「地すべり地形」についてその外形と基本構造(滑落崖・移動体)をマッピングしたもの	条件が該当する全域を除外
18 浸水想定区域	水防法第 14 条	指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定	条件が該当する全域を除外

## 2. 社会的特性条件

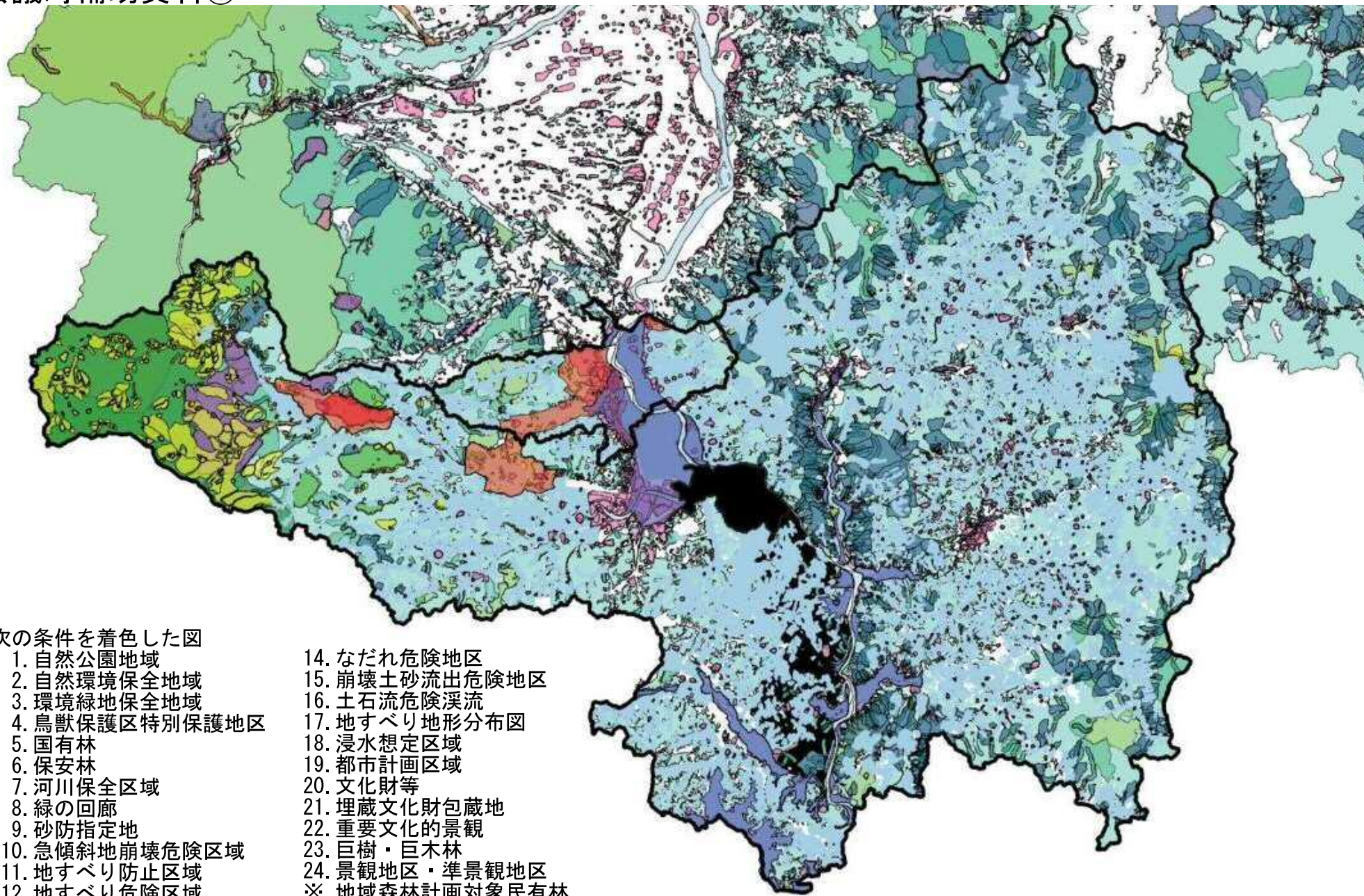
都市計画用途区域、文化財、景観地区等、社会的特性条件の規制を受ける区域を回避していく。

条 件	法 令 等	規制区域及び法的規制の内容	除外の方法(案)
19 都市計画区域	都市計画法第8条、第29条	用途地域の指定は、良好な市街地形成と住居・商業・工業などが適切に配置された合理的な土地利用を実現する為、それぞれの地域に応じ建築物の用途、容積率、高さ等に制限を加えるもの	工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定区域を除外
20 文化財等	文化財保護法第27条外	歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料 現状を変更または保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には文化庁長官の許可が必要	影響範囲を100mとして除外
21 埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法第95条	埋蔵文化財を包蔵する土地、又はその範囲 一定行為については国への届出が必要	条件が該当する全域を除外
22 重要文化的景観	文化財保護法第134条	景観計画区域又は計画地区内にある文化的景観で、県又は市町が保存措置を講じているもののうち、特に重要なものとして文部科学大臣が選定 一定行為については国への届出が必要	条件が該当する全域を除外
23 巨樹・巨木林	一(環境省調査)	環境省調査により保存していくことが重要とされている巨樹・巨木林	影響範囲を100mとして除外
24 景観地区・準景観地区	景観法第61条、第74条	良好な景観の形成のために国が指定し、一定の制限を定めるもの	条件が該当する全域を除外

### 3. 回避条件としない区域等

条 件	法 令 等	規制区域及び法的規制の内容	備 考
地域森林計画対象民有林	森林法第5条	林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域 1ha以上の開発行為は県の許可が必要	管内の未利用地の大きな面積を占める区域であり、平地や傾斜地等の様々な地形を含むため回避条件から除く
農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第15条の2、第17条	県が農業振興地域を指定し、そのうち農用地区域等は市町が策定する農業振興地域整備計画により指定される 同計画では、農用地等として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行われる 一定の開発行為には県の許可が必要	管内の平地で広大な面積を占め、構造物が存在しない区域であるため、回避条件から除く ただし、農業振興のために指定した区域であるため、第2次選定で住民等の申し出により耕作継続の意思がない場所を抽出する

# 会議時補助資料①

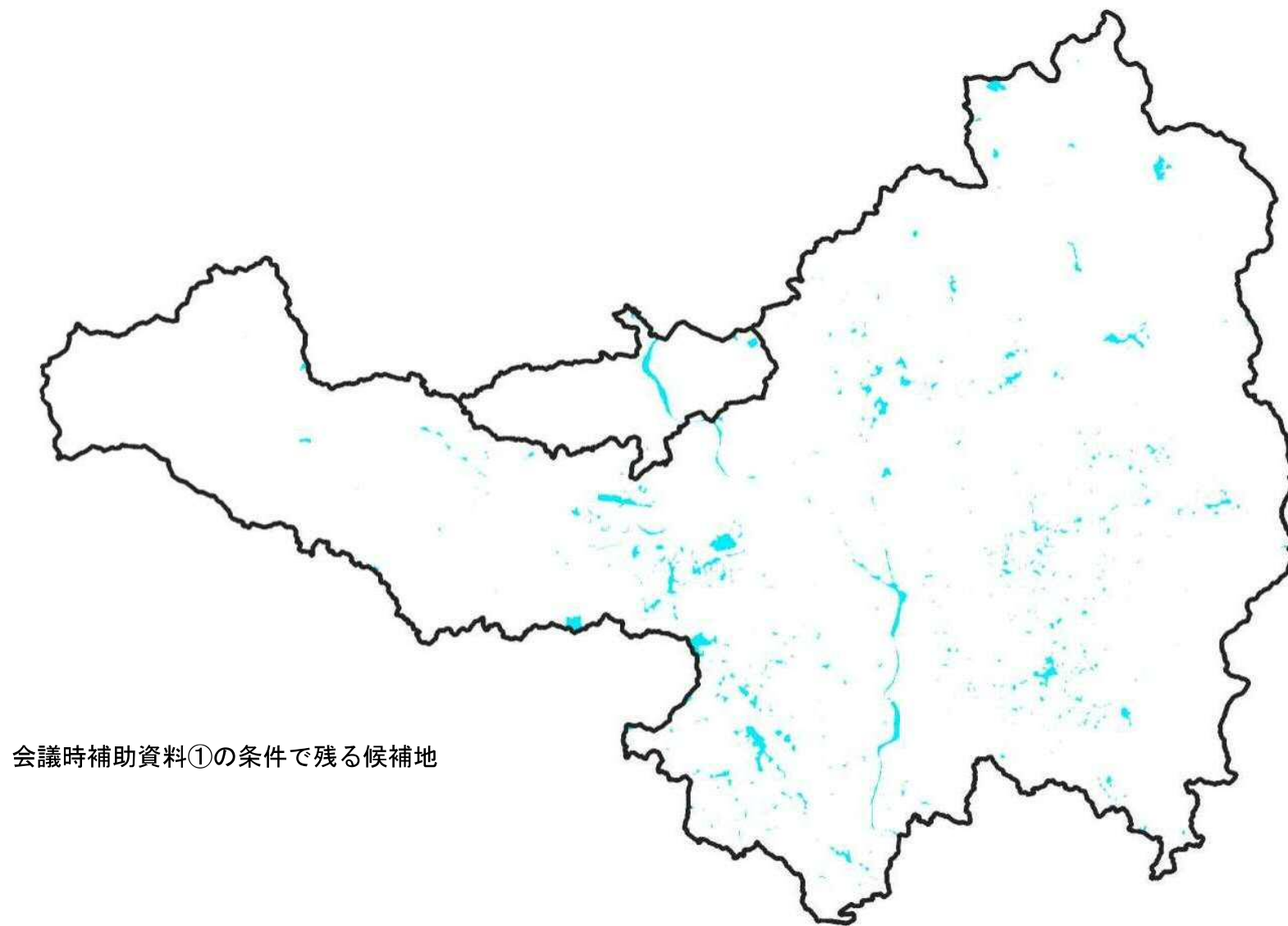


次の条件を着色した図

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| 1. 自然公園地域      | 14. なだれ危険地区          |
| 2. 自然環境保全地域    | 15. 崩壊土砂流出危険地区       |
| 3. 環境緑地保全地域    | 16. 土石流危険渓流          |
| 4. 鳥獣保護区特別保護地区 | 17. 地すべり地形分布図        |
| 5. 国有林         | 18. 浸水想定区域           |
| 6. 保安林         | 19. 都市計画区域           |
| 7. 河川保全区域      | 20. 文化財等             |
| 8. 緑の回廊        | 21. 埋蔵文化財包蔵地         |
| 9. 砂防指定地       | 22. 重要文化的景観          |
| 10. 急傾斜地崩壊危険区域 | 23. 巨樹・巨木林           |
| 11. 地すべり防止区域   | 24. 景観地区・準景観地区       |
| 12. 地すべり危険区域   | ※ 地域森林計画対象民有林        |
| 13. 山腹崩壊危険地区   | ※ 農業振興地域（農用地、農業施設用地） |

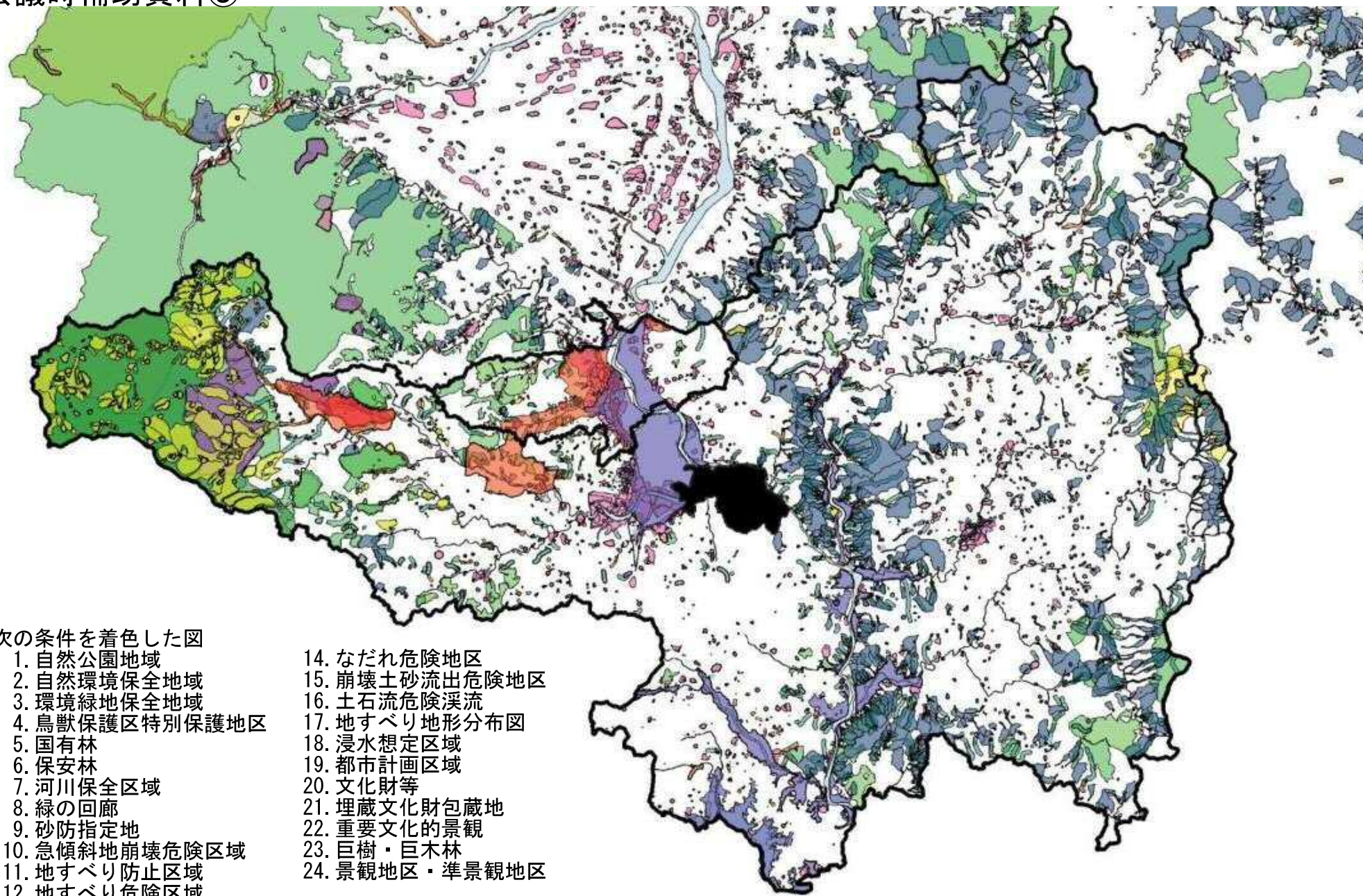


## 会議時補助資料②



会議時補助資料①の条件で残る候補地

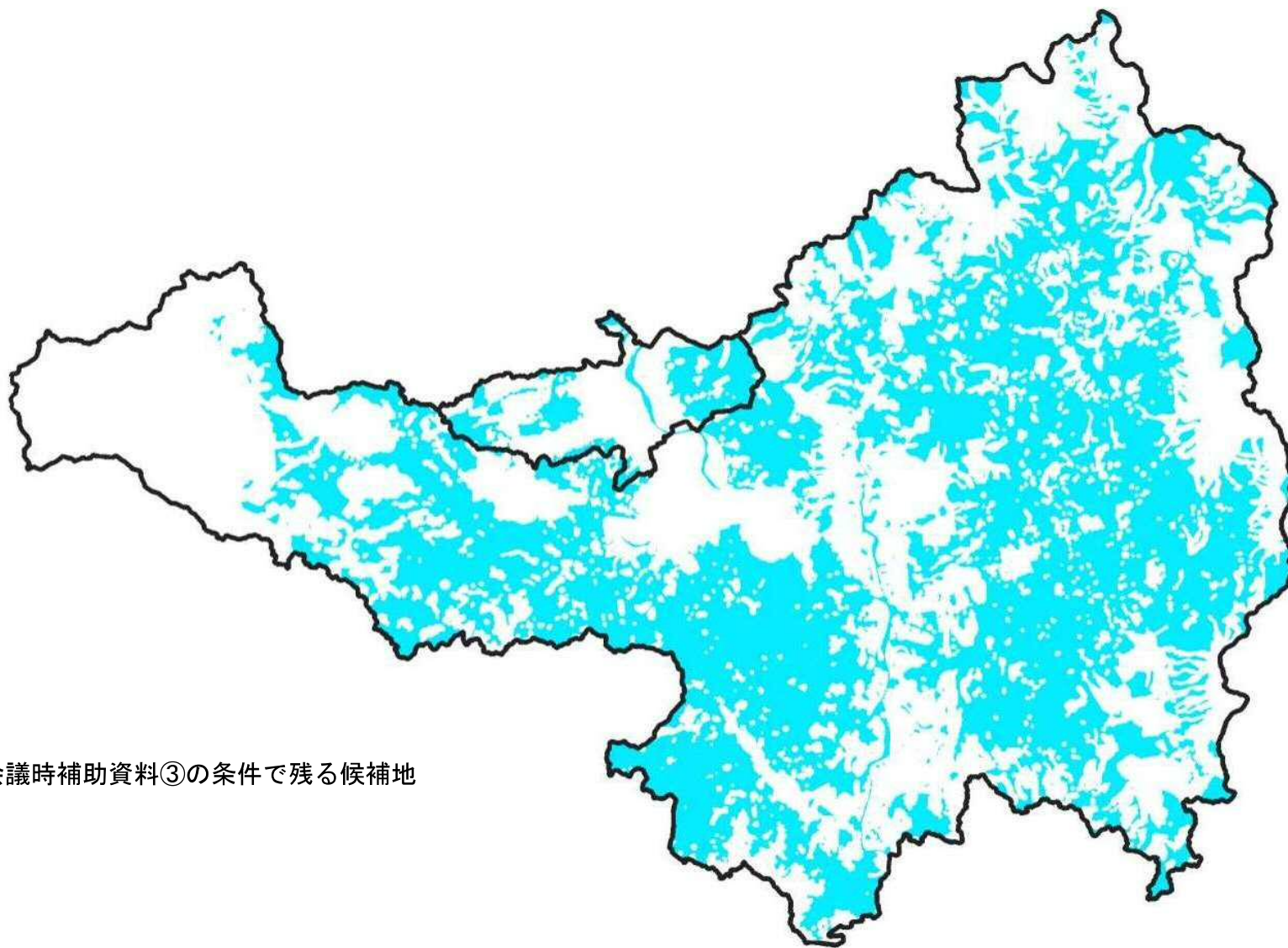
# 会議時補助資料③



次の条件を着色した図

- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1. 自然公園地域      | 14. なだれ危険地区    |
| 2. 自然環境保全地域    | 15. 崩壊土砂流出危険地区 |
| 3. 環境緑地保全地域    | 16. 土石流危険渓流    |
| 4. 鳥獣保護区特別保護地区 | 17. 地すべり地形分布図  |
| 5. 国有林         | 18. 浸水想定区域     |
| 6. 保安林         | 19. 都市計画区域     |
| 7. 河川保全区域      | 20. 文化財等       |
| 8. 緑の回廊        | 21. 埋蔵文化財包蔵地   |
| 9. 砂防指定地       | 22. 重要文化的景観    |
| 10. 急傾斜地崩壊危険区域 | 23. 巨樹・巨木林     |
| 11. 地すべり防止区域   | 24. 景観地区・準景観地区 |
| 12. 地すべり危険区域   |                |
| 13. 山腹崩壊危険地区   |                |

# 会議時補助資料④



会議時補助資料③の条件で残る候補地